

「こども・若者の自殺危機対応チーム」について



いのち支える

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

令和4（2022）年の児童生徒の自殺者数は、過去最多

- 近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年の自殺者数は、統計を取り始めた昭和53（1978）年以降、**最多の514名**に。
- また、我が国における**10代と20代の死亡原因の第一位が自殺**となっている（日本はG7で唯一、10代の死亡原因の第一位が自殺であり、深刻な状況が続いている）。

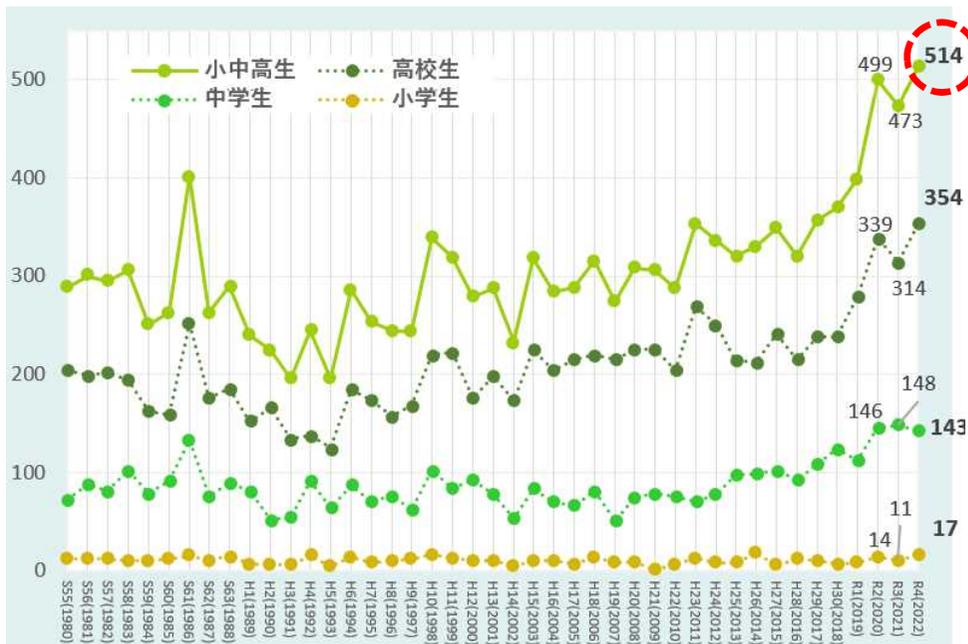
こども・若者の自殺対策の推進・強化が喫緊の課題

自殺者総数・男女別の推移



※補助線のある平成18年（2006年）に自殺対策基本法が施行

小・中・高生の自殺者数の推移



※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

地域における自殺の実態や資源等は様々であり、こども・若者への対応が困難な場合も考えられる中、都道府県等が「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置することで、以下の効果が期待できる。

学校現場の実情

- 希死念慮のある児童生徒への対応に慣れておらず、本人にどう接すればよいのか、またいざという時にどこの支援機関につなげばよいのかなど、**学校としてどう対応したらよいのかわからない。**
- 本人の希死念慮の要因は、家庭の問題にも関係することがあるが、**家庭の問題にまで介入するのは難しい。**



学校（教育委員会等）と**地域**（基礎自治体や保健所、医療機関等）の**連携も大きな課題**

市区町村の実情

- こども・若者以外にも取組を強化すべき対象層が存在するほか、**医療機関等の地域資源の乏しさ**もあり、自殺の危機に対して専門的な支援を行うのは難しい。
- 児童生徒のうち**最も自殺者数が多いのは高校生**だが、その多くは都道府県立学校で、市町村での対応は困難。

「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」を通じて期待される効果

① こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

- こどもの**自殺危機への迅速な対応**が可能に。
- **学校現場の負担軽減**にも寄与する。
- **若年層以外へのリーチ**（家庭全体への包括的な支援）もできる。

② 地域の自殺対策力の向上

- こどもの自殺危機対応の**ノウハウの蓄積**
- ケースへの具体的な対応を通じた、**地域の自殺対策ネットワークの強化**

政令指定都市は、市単独でのチーム設置・運営のほか、各地域の状況に応じた設置・運営（例：都道府県と協働でチームを設置・運営）も可能。

地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進める

チーム事業を通じて期待される効果（詳細）

1 こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

こどもの自殺危機への迅速な対応が可能に

- 自殺危機への対応に慣れていない学校現場や基礎自治体でも、専門家の助言や支援（例：生徒や家族への具体的な声かけや対応方法、つなぐべき地域の支援機関の紹介、家族も含めた包括的な支援体制を構築するためのコーディネート等）を受けて迅速かつ適切な支援を行えるようになることで、こども・若者の自殺防止が期待できる。

学校現場の負担軽減にも寄与する（以下、先行して事業実施してきた自治体における学校教職員からの声）

- 危機的状況にある当該生徒や保護者等への対応方法について、専門家から助言が得られて安心できる。
- 地域資源（支援者）について新たに知ることもでき、以後の学校での支援体制づくりに大いに参考になる。
- 学校のみですべてに対応することは困難で、その意味でもチームとの連携は学校にとって大きなメリットとを感じる。

若年層以外へのリーチ（家庭全体への包括的な支援）もできる

- 児童生徒の希死念慮は家庭の問題にも関係することがあり、学校のみでこれに介入するのは難しいが、外部の専門家から成る危機対応チームの支援を受けることで、課題を抱えた世帯（大人等）へのリーチも可能に。

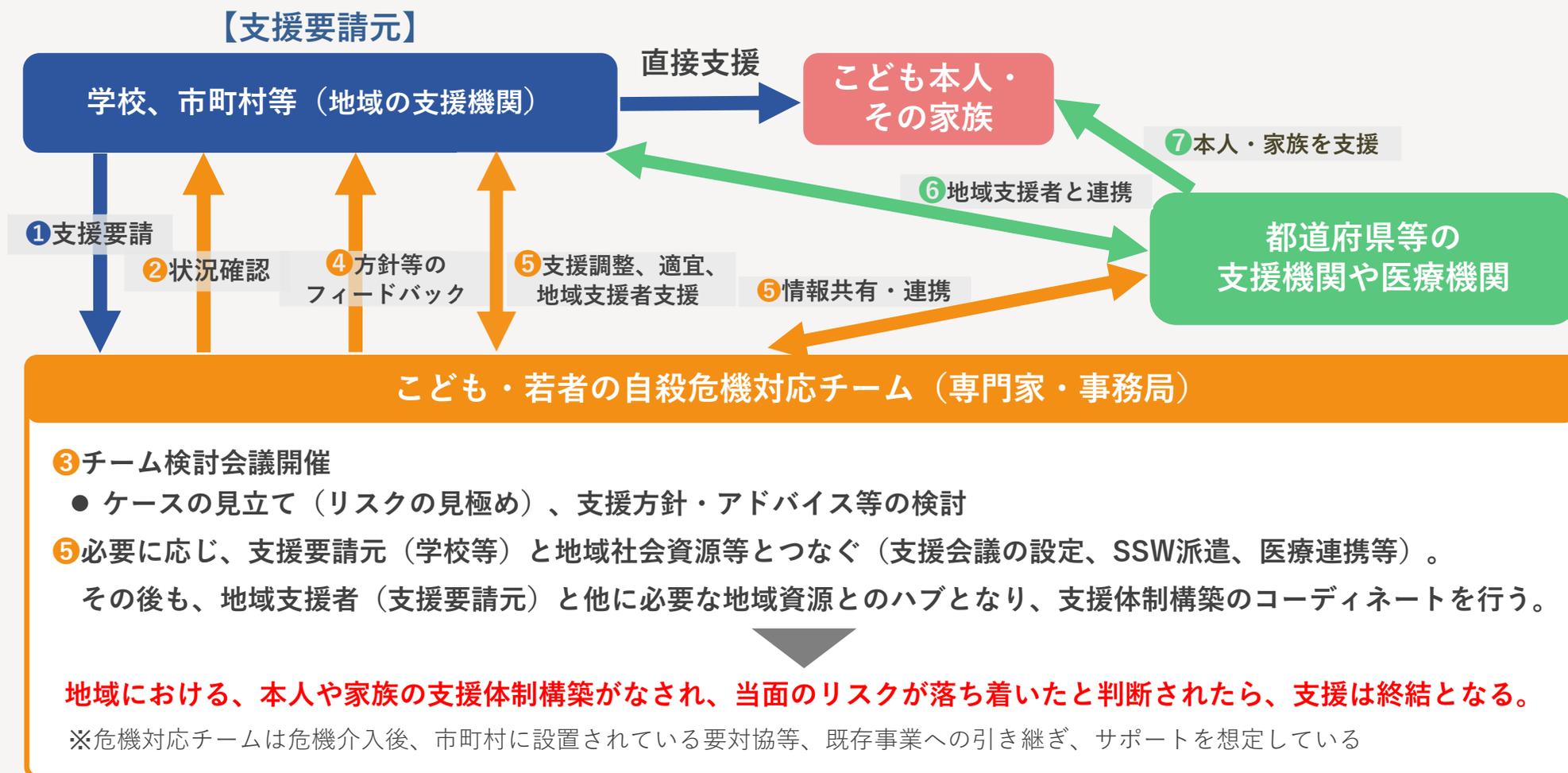
2 地域の自殺対策力の向上

- 本チームと学校等地域の支援者（支援機関）とが連携してケースへの対応を重ねていく中で、**本チームが蓄積した『支援のノウハウや知見』を地域の支援者間で共有化。**
- 上記を通じて**地域の支援者間での知見の獲得・蓄積が進むとともに、連携体制が構築・強化されることにより、地域における自殺対策力の向上に繋がる。**

本事業に際して受けられる補助（地域自殺対策強化交付金）や支援等について

- チーム事業の実施（立ち上げ段階も含む）が10/10補助で行える。
- チームの立ち上げから立ち上げ後の運営まで、トータルで伴走支援も受けられる。
- 10/10補助終了後も、従前からある補助メニュー「若年層対策事業（補助率2/3）（※令和5年度時点）」の枠組みを活用しながら、事業を継続していくことが可能。

チームの支援体制イメージ図



ポイント

- 1) 当該生徒の危機状況がどの程度であるかを確認するため、上記②の支援要請元への状況確認（電話等）は、迅速に行う。
- 2) 本チームの役割は、当該生徒だけでなく、必要に応じて、その家庭の課題も含めた包括的な支援体制の構築を担うことである。（本チームはあくまで学校と地域（基礎自治体等）との仲介役であり、地域の支援者を一時的にサポートする立場である。）

チーム事業の目指すものと実施の要件等

- 短期 : こども・若者の自殺防止（迅速かつ適切な対応の実施）
- 中長期 : 地域における自殺対策力の向上（学校等地域の支援者間での連携体制の構築・強化）

※初年度から、必ずしもケース対応を始められなくてもよい。初年度は自殺対策主管課や精保センターと教育委員会等との連携体制構築、ほか、地域の医療機関や専門家メンバーへの事業説明や協力依頼等の、チーム体制構築のプロセスも事業の実績として認められる。

チーム事業の要件やポイント

1. 首長部局（自殺対策担当）と教育委員会が緊密な連携を図りながら、危機対応チームの事務局運営を行うこと。
（事務局をどこが担うかについての具体的な定めはなく、行政内であれば、各自治体の実情に応じた形で構わない。ただし、事務局機能の外部への全委託は基本的に想定されない）
2. 主に学校からの支援要請に応じる形で、児童生徒の自殺危機に対応すること。
3. チームは、児童精神科医等、精神保健福祉士、心理士、弁護士、など多職種で構成すること。
4. 事務局のケース調整担当の人材確保も検討すること。
（当該人材の確保は必須要件ではないが、事務局を担う行政担当者の負担軽減のためにも、人材を確保することが望ましい）
5. チームは原則、学校等地域の支援者を支援するものであること
（地域の支援者が、児童生徒や保護者等への適切な声かけや説明、医療へのつなぎ、家族も含めた包括的な支援体制を構築等するための具体的な助言や支援、コーディネート等を行うことが想定される）
※学校現場等の対応力向上に還元することも見据え、直接支援を行うことは緊急時を除き、原則として想定されない。

JSCPの想定支援内容 ※内容は一部変更になる可能性があります

チームの立ち上げから、立ち上げ後の運営まで
トータルで伴走支援を行います。

1 立ち上げサポート

- 事業詳細についての説明会の開催
- 立ち上げ自治体による個別問い合わせへの対応・助言
- 立ち上げまでの実施フローやToDoの提供
- 立ち上げに向けた各種策定物のひな形の提供（チーム運営関連、ケース支援関連等）
- 自治体が開催する危機対応チーム準備会議への参加、事業説明等
- 立ち上げに向けた個別フォロー（会議の実施、上記含めた事項についての助言、問い合わせ対応）など

2 立ち上げ後の運営サポート

- チーム発足後の危機対応チーム会議への参加、運営方法等についての助言
 - ケース対応について、先行自治体での支援事例に基づいた対応策の共有、助言（※）
 - 危機対応チーム立ち上げ自治体間の連絡会議の立ち上げ、開催
 - ほか必要に応じて、先行自治体の事業関係者等を交えた情報共有会の開催など
- ※ケース会議等に参加しての助言ではなく、問い合わせ時や上記の連絡会議時等における助言を想定